

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成21年第11回定例会

平成21年11月6日

新宿区教育委員会

平成21年第11回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成21年11月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時50分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	菊 池 俊 之	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 柳 俊 彦	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	副 参 事	松 田 浩 一
事 務 取 扱			
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	遠 藤 剛

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 碕 鉄 次 郎		

## 議事日程

### 議 案

- 日程第 1 議案第 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 議案第 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 4 4 号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第 5 議案第 4 5 号 新宿区指定文化財の指定について

### 報 告

- 1 文化財調査員の委嘱について（文化観光国際課長）
- 2 平成 2 1 年度確かな学力の育成に関する意識調査について（教育指導課長）
- 3 中学校学校選択制の学校別状況一覧（平成 2 2 年度新入学者）及び平成 2 2 年度新入学中学校の抽選について（学校運営課長）
- 4 牛込地区学校適正配置について（副参事「学校適正配置担当」）
- 5 その他

開 会

白井委員長 ただいまから平成21年度新宿区教育委員会第11回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての報告を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に出席していただいておりますので、御承知おきください。

議事に入る前に、木島委員の任期満了に伴い、新たに当教育委員会委員に任命されました委員の御紹介を事務局からお願いいたします。

次長 ただいま委員長からお話のありましたとおり、木島富士雄委員の任期が本年10月16日をもって満了いたしました。

後任の教育委員会委員の方につきましては、10月16日に開催されました区議会本会議で同意されました菊池俊之委員でございます。

委員の任期は平成21年10月17日から平成25年10月16日までです。

以上で御紹介を終わります。

白井委員長 ありがとうございます。

菊池委員、一言御挨拶をお願いいたします。

菊池委員 皆様、こんにちは。神楽坂で開業しております菊池と申します。開業いたしまして約16年半たちまして、町にも根付いてきたかなというところでもあります。

新宿区医師会でも仕事を与えられまして、区民健康センターなどでも区といろいろと調整をしたりさせていただきました。

何分、教育分野に関しては全くの素人ではありますが、皆様にお教えを乞いながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

白井委員長 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

では、新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は委員長が定めることになっております。

本日、皆様お座りの席を議席とさせていただきます。

議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第44号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第45号 新宿区指定文化財の指定について

白井委員長 それでは、議事に入ります。

すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び裁決を行います。

「日程第1 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について」、「日程第2 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について」、「日程第3 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について」、「日程第4 議案第44号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」、「日程第5 議案第45号 新宿区指定文化財の指定について」を議題とします。

説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 では、議案について御説明をいたします。

第41号議案から第43号議案までは、公の施設である図書館の指定管理者の指定でございます。

まず、第41号議案ですが、四谷図書館の指定管理者の指定を行うもので、提案理由は記載のとおりでございます。

裏面を見ていただきますと、地方自治法第242条の2の第3項の規定に基づき、指定管理者を紀伊国屋書店・ヴィアックス共同事業体とするものでございます。この団体の構成ですが、記載のとおり株式会社紀伊国屋書店と株式会社ヴィアックスの2つの事業者でございます。共同して管理運営いたします。株式会社紀伊国屋書店が代表となっておりまして、指定の期間は平成22年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

次に、第42号議案ですが、角筈図書館の指定管理者の指定を行うもので、提案理由は記載のとおりです。

裏面を見ていただきますと、同様に、指定管理者を新宿・としょかん・ひとづくりグループとするものです。この団体の構成は、記載のとおり、株式会社図書館流通センターと、特定非営利活動法人としょかん支援クラブが共同して管理運営にあたるものでございます。代表は株式会社図書館流通センターです。指定の期間は平成22年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

次に、第43号議案ですが、大久保図書館の指定管理者の指定を行うもので、提案理由は記載のとおりです。

裏面を見ていただきますと、指定管理者を紀伊国屋書店・ヴィアックス共同事業体とするものです。この団体の構成は、記載のとおりで、2つの事業者が共同して管理運営するものでございます。指定の期間は平成22年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

これらの指定管理者を選定した経緯等につきましては、後ほど中央図書館長から説明させていただきます。

次に、第44号議案と第45号議案ですが、「新宿区教育に関する職務権限の特例に関する条例」に基づきスポーツ、文化に関する事業を区長部局に執行させているところです。ただし、文化財に関することは除かれていることから、本教育委員会にて議案決定いただくものでございます。

まず、第44号議案ですが、新宿区文化財保護審議会委員の委嘱についてです。提案理由は、審議会委員については教育委員会が委嘱することと規定されており、新宿区文化財保護条例第21条第3項に基づき委嘱する必要があるためです。

資料をご覧くださいますと、まず根拠はただいま申し上げたとおりです。定数は10名以内となっております。任期は平成21年12月1日から平成23年11月30日まででございます。

第14期の新宿区文化財保護審議会委員候補者名は、資料の裏面のとおりでございます。

なお、条例第22条で「委員の任期は再任を妨げない」とありまして、定数10名中9名が再任です。再任の候補の委員は、それぞれ区内の文化財に関して高い見識を有しており、審議継続中の案件もあることから、再任とするというものでございます。また、新任の方につきましては、区の文化財調査員を長期にわたり務めておられ、区内の文化財について高い見識を有していることから、委員の候補としたものでございます。

次に、第45号議案でございますが、新宿区の文化財の指定を行うもので、提案理由は、新宿区文化財保護審議会の答申を受け、かつ、所有者の同意が得られた「善国寺の石虎」を、新宿区文化財保護条例第7条に基づき指定文化財として指定するためでございます。

なお、条例第7条では指定文化財は5種類に分かれておりますが、そのうちの指定有形民俗文化財に指定するものでございます。

この件につきましても、後ほど文化観光国際課長から詳細を説明させていただきます。中央図書館長 それでは、引き続き、新宿区立四谷・角筈・大久保図書館の指定管理者となるべき団体の選定について説明させていただきます。議案の後ろに資料がございますので、

こちらの資料で御説明をさせていただきます。

今回の指定管理者の選定につきましては、教育委員会で指定管理者となるべき団体を選定していただき、その後、第4回の区議会定例会において最終的に議決を得て、正式決定するものでございます。先ほど指定管理者となるべき団体名の説明がありましたが、資料1ページ目に記載されているとおりでございます。

以下、選定経過等について御説明いたします。選定経過につきましては、21年7月15日から8月14日まで、区のホームページや図書館ホームページに掲載いたしまして、7月15日の区の広報紙で募集を周知いたしました。

申請予定団体説明会、施設見学会につきましては、それぞれ7月22日から24日までの間に行いました。

2ページですが、最終的に申請書を提出された団体につきましては、四谷図書館2団体、角筈図書館3団体、大久保図書館が3団体でございます。

次に、選定委員会のメンバーですが、資料1をご覧ください。9名の構成ですが、内訳につきましては、学識経験者2名、地域関係団体代表3名、区立学校関係者1名、公認会計士1名、教育委員会の職員が2名です。また、公認会計士につきましては、申請団体の財務体質を調査し、選定委員会に報告する専門調査員としての役割も担っております。

続きまして、選定委員会の日程についてです。第1回の選定委員会が21年7月8日に開かれまして、審査項目、審査基準、採点基準を決定いたしました。第2回の選定委員会が9月3日に、第一次審査としての書類選考を行いました。第3回選定委員会は9月14日に、第二次審査として公開プレゼンテーションを行い、第4回選定委員会を9月15日に、最終選考として行ったものでございます。

選定基準ですが、図書館条例第9条に基づきまして、記載のとおり5つの選定基準によって選定を行っております。

続きまして、第一次審査ですが、審査方法につきましては、申請団体から提出されました書類に基づきまして、四谷・角筈・大久保それぞれの指定図書館ごとに審査を行っております。評価の高い3団体を候補団体として選定したものでございます。

この選定経過につきましては、団体名を伏せて、事業計画書ごとに選定委員9名が5つの審査項目について点数評価を行ったものでございます。これについては資料の2-1をご覧くださいと思います。

これは四谷図書館指定管理者候補団体選定審査結果でございます。審査項目が1番から5

番まで並んでおります。ここが第一次審査でございます。第二次審査につきましても、同様に3つの項目につきまして、審査項目を設けまして、それに基づいて選定委員の皆様には評価をしていただきました。配点につきましては、一次の配点は1,440点、二次の配点は900点、合わせて2,340点でございます。この第一次審査と第二次審査の点数を合計して、最も評価の高い団体を候補団体として、次に評価の高い団体を次点の候補団体として選定したものでございます。

第二次審査につきましては、公開プレゼンテーションということで、公開の場で審査を行いました。その点数評価につきましては、資料2 - 1から2 - 3までのとおりでございますが、その他の主な選定結果について申し上げます。資料は4ページです。

四谷図書館につきましては、紀伊国屋書店・ヴィアックス共同事業体が選定されております。第一次審査では5つの項目中4つの項目で高い評価を得ております。特に第4の項目、収支計画及び経費縮減の考え方、この部分について指定管理経費の総額、人件費ともこちらの想定した金額に最も近い金額を提示しており、高く評価されたものでございます。

図書館サービスの提案につきましては、代表企業である書店経営のノウハウを生かした事業といたしまして、各専門分野のエキスパートからなる「レファレンスセンター」による高度なバックアップ体制や、書店のマーケティングデータを蔵書構成に活用した「ヤングアダルトコーナー」の創設、あるいは、書店で好評を博したブックフェアの成果を自主事業へ反映する。そういった形や、小学生の職場体験として代表企業の有する書店の活用等が高く評価され、最終的に選定されたものでございます。

角筈図書館につきましては、新宿・としょかん・ひとづくりグループが選定されております。第一次審査では5項目中2項目、第二次審査では3項目中2項目で、高い評価を得ています。特に、第一次審査の第2項目、図書館サービスの質の確保と安定した管理運営を行うことができる能力及び実績、こちらでは既に指定管理者として多くの公立図書館を運営している実績が高く評価されております。

図書館サービスの提案におきましては、角筈図書館の特色でございます「ビジネス支援事業」を継続・発展するための提案を行っております。まず、高度な専門知識を持った「ビジネス支援専門スタッフ」の配置や、ビジネスコーナーへの案内係の配置によって、ビジネス相談に関するよりきめ細やかな対応が可能となります。

次に、ビジネス支援講座や、図書館を利用して起業した方の「起業体験談」の開催が上げられております。従来の起業相談と併せて、このような実務的・実践的な講座を開催するこ

とで、起業への具体的なステップを示すことができるようになります。

こうした点が高く評価され、最終的に選定されております。

5 ページです。大久保図書館につきましては、紀伊国屋書店・ヴィアックス共同事業体が選定されております。第一次審査では5 項目中3 項目で高い評価を得ています。特に第4 項目、収支計画及び経費縮減の考え方について、指定管理経費の総額、人件費とも、こちらの想定した金額に最も近い額を提示しており、この点が高く評価されております。

また、図書館サービスの提案におきましては、多くの外国人が暮らし、学び、働く大久保地域にある図書館としての特色である多文化サービスへの取組みが高く評価されております。まず、「外国人利用者」には生活に役立つ日本、または、母国の情報提供を行うとともに、「日本人利用者」には異文化理解に役立つ外国の情報提供を行いまして、相互理解を深めることを目的とした資料収集・資料提供が上げられます。

次に、外国語に堪能なスタッフの配置や、外国語・ひらがなでの書架展示などの多言語サービスを実施してまいります。また、在住外国人などの参加を得て、「在住外国人が作る地域コンテンツコーナー」や「在住外国人による専門分野レファレンス」を創設して、利用者の立場にとどまらず、広く区民の方の能力を生かす「区民参加型」の図書館づくりを行ってまいります。

こうした多文化サービスの専門図書館を目指した提案が高く評価され、最終的に選定されたというものでございます。

以上で説明を終わります。

文化観光国際課長 第45号議案について補足説明をさせていただきます。議案の裏面をお開きください。

文化財指定候補物件、諮問についてです。平成21年3月21日に諮問をさせていただきました。これに対して21年10月3日に文化財保護審議会から答申をいただいた内容が、以下に記載する内容でございます。

種別については、指定有形民俗文化財です。保護条例の第7条第1項第3号に規定するものでございます。名称、善国寺の石虎。所有者等ですが、宗教法人善国寺、新宿区神楽坂5丁目36番地です。

物件そのものは、その次のページにカラー刷りの写真を1枚御用意しております。虎の像があるかと思えますけれども、阿形・吽形一對のものが本堂の前のところに置かれているというものでございます。

物件の説明です。石虎は、安山岩製の虎の石像で、善国寺の境内、毘沙門堂正面の階段脇に阿吽一對で所在しているものでございます。大きさについては、以下記載のとおりでございます。

形です。前足を立てて座し、肩をいからせた肉付きのよい像となっている。台石中段正面には浮彫があり、阿形には虎と滝、吽形には一對の虎が刻まれ、虎の姿を動的に表現しております。

現状の石像からは造立年を確認できませんが、東京都の公文書館所蔵「明治七年寺院什器録」によれば、嘉永元年に町内題目講中によって寄進されたことがわかっております。そして、阿形の台石下段右側面に刻まれた「岩戸町一丁目」、「藁店」、「神楽坂」、「肴町」、こうした地名からは当時の町名と寄進をされた世話人の人たちの名前が読み取れるところがございます。

また、こうした虎の石像ですけれども、製作についても、石工が原町の平田四郎右衛門、横寺町の柳沼長右衛門、それから、彫工、彫刻の部分については、駒込の鈴木喜三郎保教と刻まれているそうでございます。このうち、平田と鈴木の2人については、新宿にあります大久保の西向天神社の狛犬も製作しているということがわかっております。

指定の理由です。善国寺の毘沙門天は、「神楽坂の毘沙門様」として江戸時代後期から信仰を集めてきた。現在も、正月、五月・九月の初寅の日に毘沙門天を開帳し、賑わいを見せている。毘沙門天は、寅の年、寅の月、寅の日、寅の刻に世に現れたといい、北方を守る神とされている。善国寺は毘沙門天信仰から「虎」を重視し、石虎の造立も寄進者らの毘沙門天信仰に拠るものと考えられる。

石虎は都内でも珍しく、区内で確認できる唯一の作例である。寄進者は善国寺周辺の住民が中心であり、石工も原町・横寺町に住む人物であって、希少な石像であるとともに、地域にとっても大変貴重な資料である。

戦災を受けたために割れや破損が見られる。しかし、虎の像容は保たれており、残された町名や寄進者名は善国寺の毘沙門天信仰の広がりを示し、造立の経緯も明らかであり、区内の貴重な文化財として保護・保存していく必要がある。

こうした内容について、答申をいただいて、本日お諮りをするものでございます。

補足説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

白井委員長 説明が終わりました。

議案第41号から議案第43号までについては、議案の概要が同種の内容ですので、一括して

討論、質疑及び採決をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 それでは、議案第41号から議案第43号までについて、一括して討論、質疑及び採決を行います。

御意見、御質問をどうぞ。

松尾委員 図書館の指定管理者の選定にあたりまして、その選定の経緯について読ませていただきますと、それぞれの図書館ごとに特色のあるサービスということで、サービス内容について書かれております。それぞれの地域の特色等も視野に入れた大変意義のある内容だと思います。この選定とは各図書館ごとに行われるものだと思いますけれども、新宿区全体としての各図書館の役割等の分担と申しますか、どのような役割分担をしていくのかという点については、何らかのお考えがあって調整がなされているものなののでしょうか。

中央図書館長 今回の指定管理者の選定にあたりましては、実行計画に基づきまして、21年度から3カ年ということで、地域館の8館について、毎年3館、3館、2館を実施してまいります。今回が2年目ということで、四谷・角筈・大久保図書館を選定していくということでございます。当然、選定するにあたっては各図書館サービスの充実を図っていこうということで、1つは地域に密着したサービスを充実させていく。それから、新たな利用者の拡大を呼ぶようなサービスを実施していく。さらに、レファレンスサービス、いわゆる相談業務を色々なところで充実させていく。こうしたところで具体的なサービス提案をさせていただいております。

そのような地域に密着したサービスということで、それぞれの図書館にはそれぞれ今まで歩んできた特色があります。その特色を踏まえつつ、新たなサービスを出していただきたいということで、私どもは今回も、特色あるサービスを提示させていく中で、地域に密着したサービスとは何かということを提案しています。今までの特色は、当然、業務要求水準という中で私どもから提示して、それを踏まえてプラスのサービスはないか、それはまさに民間の活力を創意工夫した中での新しいサービスを提案させていただいたというものでございます。

羽原委員 基本的には了解します。参考に伺っておきたいことがあります。それは、紀伊国屋とヴィアックス、この共同事業体というものの関係、性格についてです。つまり、下請けがヴィアックスであるのか、あるいは、次のところの図書流通センターと、としょかん支援クラブとのかかわりも同じですが、さらにその支払いの関係についてです。下におろす関係

なのか、あるいは、共同で別の事業体をつくってやるのか、そのあたりを聞かせてください。

中央図書館長 先ほど議案の説明の中で、教育政策課長からは主となる代表企業については御説明をさせていただきましたけれども、私どもはこれは一方が従で、いわゆる下請けという形ではなくて、双方が強みを発揮するものだと考えております。

例えば、四谷図書館での紀伊国屋書店とヴィアックス共同事業体でございますけれども、紀伊国屋書店はご存じのように新宿を本店とする書店の経営、あるいは、図書館業務等の大手企業ですし、株式会社ヴィアックスはダイレクトマーケティング、公共施設の管理運営、こういったところに長けているものでございます。具体的にはダイレクトメールやウェブサイト、あるいは、メールマガジンなどを活用して、より直接的に消費者情報を収集する広告戦略、こういったところに長けておりますし、それから、公共施設の管理運営等、この辺の実績もかなりございます。千代田の図書館にもヴィアックスが指定管理者として入っているなど、実績がかなり上がっているところでございます。こういったところで、地域密着型あるいは効率的な事業の運営、これを双方組むことによってこのようなことが行える可能性が高くなると考えております。

それから、もう一方の株式会社図書館流通センターと特定非営利活動法人のとしょかん支援クラブですが、図書館流通センターは21年度からの指定管理者にも実績として入っております。図書館向け書誌データベースを機軸にした大手企業でございます。もう一方の、特定非営利活動法人のとしょかん支援クラブは、平成18年11月に社会教育及びまちづくり推進を目的に設立されたNPO法人でございます。平成20年度は新宿の学校図書館の整備、あるいは、子育て支援事業としての書架の整備、あるいは、赤ちゃん向け絵本ガイド、こういったところの作成を行っていたというところでございます。この両者が組むことによりまして、図書館の管理運営や財務運営、経験が豊かな企業と人員、あるいは、公益面でのボランティア活動、こういったところに長けたNPO法人、これらを2つ合わせることで双方がサポートする、こういうような関係があったと考えているところでございます。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

教育長。

教育長 それぞれの図書館で様々な提案がされており、四谷の図書館では小学生が実際に書店で職場体験としてというようなことがあります。この辺の説明をしていただきたいのと、角筈の例では、高度な専門知識を持ったビジネス支援専門スタッフというようなことも提案されていますが、どのような専門知識なのか。それから、大久保図書館も外国語に堪能なス

タッフの配置、限度もあるとは思いますが、どのような外国語を想定されているのか、わかる範囲で説明していただければと思います。

中央図書館長 四谷の書店での実際の職場体験ということでございますけれども、これは21年度も北新宿図書館で実施している事業でございます。大型書店の裏側がどうなっているのか。要するにストックヤードから本が運ばれて売られるまで、このような部分が書店ではどういうことをやっているのか。小学生、中学生については本屋へ行って買うところは見られますが、実際に裏側で本が納入されて、データを作成して売られるまでの流れというのはなかなか見ることができないということで、そうしたところを実際に見たいという小・中学生の方もいらっしゃいますので、このようなツアーを組んで今年度も実施いたしました。引き続きそういったことをやっていきたいということでございます。

それから、角筈図書館のビジネス支援専門スタッフです。現在、角筈図書館では毎月1回、起業相談をやっているところですが、専門の起業相談、専門委員に月1回来ていただいております。今回、事業提案の中でビジネス支援専門スタッフということで上がってきましたので、従来1カ月に一度から、少し頻度を上げた形で実施できないものか。選定、議決をいただいてから、具体的な事業の内容を詰めていくわけですが、今までの起業相談をもう少し充実させた形でできないかと、このように考えているところでございます。

それから、大久保図書館については、特に外国の方が多く中で、従来から日本にお住まいの方は日本語の表示もわかるし、日本語で話ができるということですが、まだ浅い方は図書館で調べようとしても、なかなか言語が通じない、スタッフと通じないというところがあります。誰か一人そのような話ができる方がいれば良い、という要望は今までも上がってきたところですが、このような要望を受けて今回、専門スタッフ、外国語に堪能なスタッフの配置ということが上がってきました。具体的にはこれも今後詰めていくということですが、なるべくこのような内容の充実、頻度の高い形での実現ができればと考えているところでございます。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第41号、議案第42号及び議案第43号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第41号、議案第42号及び議案第43号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第44号について、御意見、御質問をどうぞ。

よろしいでしょうか。44号議案について、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第44号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第44号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第45号について、御意見、御質問を伺います。

松尾委員 基本的なことをお伺いしたいのですが、文化財の指定が行われますと、その結果どのような変化が起きるのでしょうか。その前と後ではどのような違いがあるのか御説明いただけますでしょうか。

文化観光国際課長 まず、本日こうした形でお諮りをして、議決をいただければ、文化財の指定ということになります。新宿区の文化財保護条例の第10条に「所有者等の管理義務」という記載がございます。「区の登録文化財又は区指定文化財の所有者等が、この条例及びこの条例に基づいて定める新宿区教育委員会規則に従い、当該区登録文化財等を適切に管理し、その保護に努めなければならない。」ということで、所有者に対して適切な管理あるいは保護をしていかなければいけないという、義務が発生してまいります。

その上で、第11条のところで「原状変更等の事前協議及び届出」という規定がありますが、一定の区画や形状を有するものですから、仮にそうしたものを何らかの形でいじる場合には、事前に協議あるいは届出をしていかなければならない。このような点が指定をする場合、従前・従後の大きな取り扱いの違いということで御理解いただければと思います。

松尾委員 そうしますと、指定が行われた場合には、所有者の義務が増えるということになります。所有者の方にとってはいろいろ不都合、不便な面が出てくるかと思えますけれども、そういった場合に新宿区として何らかのサポートをするというようなことはあり得るのでしょうか。

文化観光国際課長 1つは、保護や保存にあたり、今、委員から御指摘があったようなところがある意味、所有者に対して規制というような形でかかるところがありますので、保護や保存にあたりまして、交付金という形で、カテゴリーが2区分に分かれますが、年間3万円あるいは1万円を、保存に対して区からお支払いできるような規定がございます。

また、そのようなところがございますので、基本的には所有者の同意ということが大前提になります。従って、ものの持っている希少性、希少な価値であるということと、それから、所有者が文化財にしても良いという同意と、その両面からなっているというのが文化財の制

度だというところで御理解いただければと思います。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

熊谷委員 参考までに教えていただきたいのですが、この善国寺の石虎は新たに発見されたわけではなくて、これまでもずっと存在したけれども、時代とともにさらにこの価値が高まってきたので、今回答申されたというように推測します。今、新宿区のこのような文化財が何件ぐらいあるかわかりませんが、この審議会の中で、区の文化財の中にも時代の変化で、新しい発見や新しい歴史的な考証などで価値が上がれば、都の文化財あるいは、場合によっては国の文化財とすべきと考える、そういうことも大事だと思います。従って、区の文化財に指定してそのままということではなくて、この審議会では、そのような都のレベルあるいは国のレベルでの観点からの文化財であるというような審議は、なさっているのでしょうか。

文化観光国際課長 ただいまの点ですけれども、大きくは3層構造になっています。国の文化財保護法、都条例、区条例ということです。その中で二重に指定ということは概念上成立するものではありませんので、区の文化財であったものが東京都の文化財になるということであれば、区の条例からは外していくというのがルールとなっております。

基本的に都の文化財とすべきかどうか、あるいは、国の文化財とすべきかどうかというところが、国であれば文化審議会、東京都であれば東京都のやはり審議会で御判断いただくということです。区では、むしろ東京都のものにすべきものであるというような形での審議をいただいていないところですが、当然、ものの持っている希少性と先ほど申し上げました中では適切に区教委から都教委に申達をしていくと、そのような形で物事の処理を図っていくことになると思っております。

熊谷委員 大体私が想像したとおりですが、ダブルで指定はできないということはわかっています。ただし、都のレベルはわかりますが、新しい発見は区に任せて、区から適当なものがないか、そういう調査で毎年上げていく。例えば今まで何回か文化財関係の案件がこの審議会に出てきます。新しく指定するとか、それから委員の交代などがありますが、1件ぐらいは今までの文化財が都に上がったとか、何かそういうことも、報告事項でもしていただくと、区民としては心強い気がします。ここ何年かそういうことがあったのでしょうか。

文化観光国際課長 まず、都区のその辺の連携ということになるかと思っておりますけれども、例えば近代和風建築ですとか、それから、民俗等々の調査ですとか、東京都23区26市町村に対して悉皆の調査、全件調査みたいなものを何年かに一度行う、あるいは、色々なカテゴリーの調査の中で入っていきます。そこで持ち上げるべきものは東京都に持ち上げて、そちらで

新宿にこんなにいいものがありますということは適宜報告はしているような状況がございます。またいずれかの機会ですうしたものがありましたということをお報告できるようにしていきたいと考えます。

熊谷委員 ありがとうございます。

白井委員長 今、熊谷委員が問題提起されたような、過去のものを見て、もし都に指定が移ったようなものがあるというものは、また後日御報告などをお願いいたします。

あと、私から質問ですが、今回新たに文化財指定された案件の公表、公示方法は一般的にどのような形でなされるのかを教えてくださいと思います。

文化観光国際課長 まず、本日御審議いただいた後、文化財であるということの御判断をいただければ、即日、告示という行為に入りたいと思っております。

それから、来週には区議会がございますので、区議会でも新しく指定の文化財が1つ増えましたという報告はさせていただきます。併せて、私ども文化観光国際課のホームページなどでも文化財について紹介しているところがありますので、そうしたところで情報を発信していくということを考えているところでございます。

白井委員長 ありがとうございます。

教育長。

教育長 今の質疑に関連してですが、現地での表示というのはいかがでしょうか。

文化観光国際課長 一番肝心なところを答弁漏らしました。現地にもしっかりと発信できる文化財の表示板で発信をしております。

白井委員長 あと、区報などにも載るのでしょうか。それは載らないのですか。

文化観光国際課長 区報への掲載は行いません。

白井委員長 わかりました。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第45号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

白井委員長 議案第45号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告 2 平成 21 年度年確かな学力の育成に関する意識調査について

報告 3 中学校学校選択制の学校別状況一覧（平成 22 年度新入学者）及び平成  
22 年度新入学中学校の抽選について

報告 4 牛込地区学校適正配置について

報告 5 その他

白井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

まず、報告第 1 について説明を受け、質疑を行い、その後、報告 2 から報告 4 までについ  
て一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から、説明をお願いいたします。

文化観光国際課長 それでは、報告第 1 について御報告させていただきます。文化財調査員  
の委嘱についてです。

文化財の保存及び活用に関する重要事項についての基礎的調査にあたる第14期の新宿区文  
化財調査員の委嘱について下記のとおり報告をするものでございます。

この調査員の設置の根拠でございますけれども、文化財保護条例施行規則第25条、それか  
ら、文化財調査員設置要項第3条に基づくものでございます。

定数については、7名ということでございます。

任期についてです。平成21年10月1日から平成23年9月30日まで2年間となります。

委嘱の理由です。第13期の調査員について任期満了となったためでございます。

第14期の調査員については、資料に記載の各先生でございます。この中で、下から3番目、  
高山茂先生、民俗学、民俗芸能の先生でいらっしゃいますけれども、先ほど第44号議案で文  
化財保護審議会の委員ということで今回御判断いただきましたので、この先生については、  
10月1日から9月30日までということで2年間委嘱をしておりますけれども、保護審議会の  
委員に就任と同時に、調査員は下りていただきまして、別途、今後の当委員会において新た  
な調査員の委嘱についてということで報告をさせていただきたいと思っております。

6番、その他にありますように、再任の理由ですけれども、各調査員については、高い識  
見を有しており、現在の調査員会議においても継続中の案件等もあるためということでござ  
います。

白井委員長 説明が終わりました

報告 1 について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

松尾委員 文化財調査員の皆様は具体的にどのような仕事をなさるのでしょうか。

文化観光国際課長 先ほど45号議案で善国寺の石虎について一つ御紹介をさせていただきました。今回こうした形で教育委員会にお諮りをする前に、保護審議会で御議論いただくわけですけれども、そうした際に、先ほど諮問の理由など、ものの形状等について細かなデータを御説明いたしました。こうしたデータについての調査や分析などを具体的に行っているというのが各調査員の仕事であると御理解いただければと思います。

松尾委員 そうしますと、調査の方法としては、現地調査並びに文献調査、そういった形で行われるという理解でよろしいでしょうか。

文化観光国際課長 はい、委員御指摘のとおりでございます。

白井委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、次に報告2から報告4までについて、一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

教育指導課長 それでは、報告2につきまして御報告申し上げます。

この意識調査ですけれども、御案内のとおり、平成18年度より新宿区において確かな学力の育成のために、区費講師の各学校への配置や、夏休みの5日間の短縮、授業改善推進員の派遣等の施策を実施してきたことにつきまして、その成果や課題を検証して、今後に生かしていくために始めたものでございます。昨年度のものにつきましては、今年の5月に資料と概要版をお手元にお届けさせていただいたところでございます。

この間いろいろと御意見をいただきまして、「大変量が多く負担感があること」、「似たような質問項目があること」、「他で実施している調査とダブリがあること」などの御指摘がございましたので、今回は調査対象者の多忙感の解消や負担軽減及び調査項目の重点化を図るため、調査項目を可能な限り整理・統合し、設問数を半分以下といたしました。

また、過去3年間実施してまいりました夏休みの5日間の短縮につきましては、もう4年目を迎え、以前の2学期が9月から始まっていたころとの比較をする意味が薄れてきたことと、教育課程の移行期間となりまして、授業時数の増加分を本区では夏休みの短縮で賄ってきているという説明をしている関係上、この調査項目を今回は外すことといたしました。いずれにしても、学校週5日制の効果や授業時数確保の方策につきましては、今後も校長会やP連などの意見を聴取するなど継続していかなければならないと思っているところでございます。

今回は、設問数を大幅に削減いたしましたけれども、残った質問につきましては、基本的には従来と同様のものがございますので、これらにつきましては経年比較をしたいと考えております。

今回お手元に御提示した資料でございますけれども、1枚目は調査の概要、2枚目のA3判が調査の全体構成でございます。この中の網かけになっているところは、調査対象者間で比較ができるようになっている項目でございます。3枚目以降が実際の調査用紙（案）ということで、本日は小学校4年生版をお示しさせていただいたところでございます。

今後のスケジュールについてでございますけれども、11月中旬から下旬にかけて、従来と同様の学年の児童・生徒さんとその保護者、学校評議員、教員を対象に実施をさせていただきたいと思っております。1月末までには業者委託により調査結果の粗データを学校に配布いたしまして、次年度の教育課程の編成に生かしていただくとともに、3月末を目途といたしまして、区教委でその分析をし、意識調査区の概要版を作成し、皆様にお届けをしたいと考えているところでございます。

なお、今回のこの調査項目につきましては、従来と同様に各小・中学校にも意見を求めているところでございまして、最終的に意見が集約できますのは来週の金曜日ですので、今、「案」という形でお示しいたしましたけれども、「てにをは」等、学校から以前のものをもう一度復活してほしいというような要望も若干あるかと思っておりますので、その点につきましては事務局にお任せいただきたいということをお願いするところです。

学校運営課長 それでは、報告3、中学校学校選択制の学校別状況一覧（平成22年度新入学者）及び平成22年度新入学区立中学校の抽選につきまして、御報告をいたします。

10月1日から30日の間で実施してございました区立中学校の学校選択の結果でございますが、お手元の資料、合計欄の数字で御説明をさせていただきます。まず、受入可能数につきましては1,480人、通学区域内の生徒数、これは10月30日現在の住民登録者に、外国籍の方で中学校入学を希望されている方を含めました数字でございますが、1,458人、選択希望者が461人、率といたしましては31.6%という状況になっております。

ちなみに、昨年度は、同時期で実施いたしました平成21年度新入学に対する中学校の学校選択制におきましては、受入可能数が1,480人、これは変更ございません。通学区域内の児童数が1,475人、選択希望者375人ということで、希望率25.4%でございました。従いまして、希望数、率とも昨年度よりアップしている状況でございます。

今回、抽選を行う学校につきましては牛込第一中学校1校。同校につきましては、昨年度

も抽選の対象となっております。牛込第一中学校につきましては、通学区域内の児童数が104人、そこから他校への選択希望者16人を除いた88人、これに96人の牛込第一中学校への選択希望者を加えた結果184人が現時点での入学予定者ということになります。

抽選の内容につきましては、裏面をご覧くださいと思います。今申し上げました選択の結果184人、受入可能数が120人、抽選基準を今回は160人と設定しております。この抽選基準が受入可能数を超えているのはどういうことかということにつきまして簡単に御説明します。中学校は、小学校と違いまして、多くの生徒さんが国立あるいは私立に進学している状況がございます。牛込第一中学校では過去4年間の平均でも約4割の生徒さんが国立や私立に進学している実績があることから、現時点で受入可能数を超える数字を抽選基準といたしましても、実際の入学者は可能数内におさまるという想定をしているものでございます。

単純計算では、通学区域内の選択者が、先ほど申し上げました88人でございますので、抽選で72人が当選ということになります。そして、抽選ではきょうだい関係、つまりきょうだい既に入学者の方につきましては優先をしておりますので、今回、区域外からの選択者96人のうち、きょうだい関係は4人いらっしゃいますので、その方はすべて当選ということになります。残りの92人のうち、68人が当選、それ以外が補欠ということになるものでございます。

なお、今回、区域外からの選択者の中には双子の生徒さんが2名いらっしゃるということがございます。その方たちは2人で1組という付番をいたしますので、下段に網かけになっておりますが、当選は72組、補欠が1番から23番という状況になるものでございます。

なお、表にお戻りいただきますが、牛込第三中学校、四谷中学校、落合中学校、落合第二中学校、西戸山中学校につきましても、現時点で入学予定者が受入可能数を超えておりますが、先ほど御説明いたしましたような国立や私立への進学状況を勘案いたしまして、現時点で抽選をしなくても結果的には受入可能数内におさまるものと想定しているものでございます。

抽選につきましては、今月16日に行う予定でございます。対象の方には本日通知を送りましてお知らせをするものでございます。

なお、補欠の繰上げにつきましては、私立中学校等への進学状況等を勘案いたしまして、来年2月19日に繰上げを行うというものでございます。

副参事（学校適正配置担当） 報告4、学校適正配置についてということでございます。

まず初めに富久小学校の適正配置説明会の概要から御説明いたします。9月26日、土曜日

に、午後1時から3時まで、富久小学校におきまして説明会を実施いたしました。出席者は7名、区側の出席は適正配置担当ということでございます。

この場でお出しした資料ですけれども、3ページから8ページまでの資料をおつけいたしました。この時、資料は、3ページにございますが、「牛込地区適正配置に関する質問・意見について（回答）」ということで、富久小学校につきましては、6月27日に説明会を行いまして、その概要版を全保護者の方にお配りしております。全保護者の方にお配りして、さらにそこから質問や意見をいただく用紙をつけまして、上がってきたものに対してまたここで回答しているというものを資料でおつけしました。

富久小学校につきましては、2名の方から質問が寄せられました。まずお1人目は安全面のこと、それから、統合協議会を立ち上げるにしましても、時間をかけていただきたい、それから、統合するにしても地域、保護者、子どもたちへの配慮をお願いしたいとか、統合後の子どもたちのケア、それから、この方は基本的には反対ですけれども、我が子は富久小学校で卒業させたいという強い思いを持っている方でございます。

それから、富久小学校保護者の2人目ですが、統合時の教員は富久小、天神小の先生にしてください。それから、それぞれのすばらしい伝統を無くさないようにしてくださいというような御要望がございました。天神小学校につきましては、こちらの前回の会議録を拝見しましたというのは、7月4日の説明会の議事録を見たということでございます。それで、1年生が10人ということで不安であるということです。それから、天神小に新校をつくることであれば賛成ですというような御意見。それに対して教育委員会の回答を述べたということでございます。

それから、5ページに「統合協議会について」ということでパンフレットをおつけしています。これは、牛込A地区で、保護者の方から統合協議会について皆さんの理解が不足しているということで、何とかわかりやすい資料をつくってもらいたいという御要望がございましたので、これをおつくりして、牛込B地区でもお配りさせていただきました。

それから、7ページは通学路の安全ということで、3種類の通学路を実際に歩きまして、写真を撮って、この資料を説明するというところでございます。

裏面ですが、これは天神小学校だけにお配りしましたが、スクールバスの経路ということで、出発地点から到着地点まで、仮に富久小学校が仮校舎になった場合に、現在、新宿七丁目の一番遠いところから通ってこられる児童の方に対しては、スクールバスが通るとすればこのような形が考えられるということで、こちら資料をつくりまして、所要時間等を説明

したということでございます。

それから、資料の2ページに戻りまして、天神小学校の適正配置説明会の概要でございます。こちらと同じく9月26日の3時半から5時25分まで、天神小学校の出席者13名ということでございます。こちらの中でも富久小学校の説明会を行いまして、その中で、富久小学校の保護者の方から、統合協議会をいきなり立ち上げるのではなくて、準備会のようなものを先に開いて、その中で議論をして、それから統合協議会を、というような御意見もございまして、その説明を天神小学校でも行いました。それに対して、天神小学校の保護者から、突然、準備会というような話が出てくるのは理解できないと、統合の合意をとる意味がなくなってしまうように聞こえるなど、そのような御意見が出されました。

最終的に両校から出た意見をまとめますと、天神小学校は、新校が建つ可能性が高いということで、皆さんが四谷小の見学を希望するということで、12月5日に四谷小学校を見学する予定でございます。

それから、統合にあたって御心配のことということで課題ですが、もし天神小学校と富久小学校が統合しますと、警察の管轄が、四谷警察や淀橋警察、牛込警察とまたがる部分がございますので、その管轄がどうなるのかということを確認してほしいということございました。これから調査してどうなるかということをお案内しますということでございます。

それから、育成委員会のかかわりにつきましては、大久保育成委員会と若松の育成委員会が両方重なってくるということで、育成委員会に確認したところ、両方が統合しても、その学校の子どもたちに行事を行うということで二重の行事が行われる。それから、課題としては、PTA会長がそれぞれの育成委員会に出席しなければならないということで忙しくなるというような課題がございました。

それから、合同授業の増という意見がありましたが、現在、天富交流ということで年に1回、全校の子どもたちが一緒になって授業を行う日があります。そういうものを増やしてほしい、あるいは、運動会や学芸会も一緒にやったらどうかと、そのような御意見がありましたので、校長先生に確認したところ、それを一緒にやるには非常に忙しくなるということで、現在のところ天富交流を、1回を2回にするなど、そういうことは考えられるというような回答をいただいています。

それから、通学路の安全対策ということで、今、事務局が行っていることは医大通りにガードレールを設置するというので、土木部署と一緒にになりまして、地域を回っております。今までは統合協議会が設置されてから具体的に検討しますということをお返答してききましたが、

できることは先にやっつけていこうということで、可能な限り今できることはやるということで動いております。それぞれの町会長さんの合意はとれましたが、町会としての全体で諮っていただいて合意をとるという段階にきてまして、それをこれからお願いしに上がるということでございます。

次に、8ページ以降に江戸川小学校PTA会長あての文書がございます。こちらは津久戸小学校の議事録を江戸川小学校の保護者の方全員にお配りしまして、そこでまた意見等をいただいております。その中から11名の方から御意見が出されましたので、それを回答しているというものでございます。中には、統合が長引くと、津久戸小学校の保護者の意見を聞いているとだんだん江戸川小の保護者と仲が悪くなってしまうのではないかとということで、それを懸念されている御意見もございました。それが8ページまでございます。

それからもう1部、「重要」と書いてある、(案)となっておりますけれども、こちらが統合協議会設置に対する意見・要望ということで、(お願い)になっておりますけれども、津久戸小学校と江戸川小学校との統合に向けてということで、保護者あてに意思確認をしたいということです。この中で、教育委員会が、江戸川小学校は現在統合合意いただいておりますので、津久戸小学校の保護者あてにこの文書をお出しして、保護者の意見を最終的に伺いたいというものでございます。

ここには、今年度学校選択結果で、中段にありますけれども、平成22年度の入学予定者数が、津久戸小学校が現在53名、江戸川小学校が15名となっております。これから国立、私立の小学校の合格発表がありますと、ここから5名から10名程度の方が減ってしまう可能性があります。これは過去5年間の実績でございます。そして、江戸川小学校の小規模化がさらに進む恐れがあるということでございます。

逆に、津久戸小学校におきましては、今後、毎年2クラスずつの学級編制が予想されます。そうしますと、現在8クラスありますが、これから数年たちますと、恐らく12学級まで増える可能性があります。そうしますと、現在使っている少人数指導の部屋、それから、読む・調べる活動の部屋、それから、英語活動などに使っている専用室がございますが、それを普通教室に戻す必要がございます。これは学校側と協議していますが、心配されていることは、今までの教育環境が悪化してしまうという学校側からの心配の声も上がっているということでございます。

ちなみに、江戸川小学校は今年度が77名。22年度、現在15名いますけれども、5名から10名の方が減ってしまうと、さらに70名の前半というような児童数になってしまう。それから、

津久戸小学校は、6年生が今32名おりますので、来年10名減ったとしても43名、2クラス。そうしますと、現在230名が240名以上になるという可能性がございます。

今後の流れですけれども、こちらの裏面に、この書面で保護者の方に、11月16日から27日までの間に保護者の皆様から意見や要望をお伺いする。それから、12月4日の教育委員会までに最終的にこちらで判断いたしまして、12月4日の教育委員会に諮りまして、その後、12月の下旬にその結果を保護者の皆さんにまた説明するというような手順で進めたいと思います。

添付されている書類は、別紙1が今までの牛込地区の取組み、津久戸小学校と、裏面が江戸川小学校でございます。ご覧のように、説明を重ねるごとに、津久戸小学校が、最初19名の参加者がいましたが、次に22名、それから8月になりまして、6名、5名とだんだん説明会に来られる方が少なくなっているという状況がございます。江戸川小学校は、その都度情報を提供しておりますけれども、直近では11月2日に江戸川小学校の運営委員会にお邪魔しまして、この趣旨を説明してございます。

今まで説明会の中で保護者から強く要望がありましたのが、今後のイメージがつかめないということで、あくまでも統合協議会の中で新校等の話をしていきますが、先にそれを示してほしいということで、パンフレットは文書で作りましたが、それを校長先生とも相談をしまして、資料2のように、見た目で見えるようなイメージ案を作ったらどうかということで、今考えられるものを上げております。

例えば、新宿の場合ですと、屋上プールにすることや、屋内運動場はスポット空調が入っていること、それから、牛込地区には幼児施設を併設したいという考えがございます。また、太陽光発電はもちろんのこと、校庭につきましては、人工芝や天然芝を検討する。あと、地域の開放ゾーン、それから、省エネ型設備、それから、内装の木質化ということで、これは津久戸小学校が現在木のぬくもりをすごく大切にしておりますので、それは継承していきたいということで、これを入れております。

裏面です。仮校舎期間中の対応ということで、保護者から強く要望が出ています、今の教育レベルを低下させないようにということで、2校分の予算を極力使えるようにということで、きめ細かな指導ができるような教員配置、具体的にはALTが2倍になるということ。それから、理科実験名人を派遣する。これは学校によって異なりますけれども、こういうものも入っています。それから、一番大切な通学路の安全点検ということで、スクールバスの検討もいたしますということで、大きなものを4つ入れてございます。

別紙3は、津久戸小から要望が出ています「統合協議会について」ということで、この説

明でございます。統合協議会設置に対する意見・要望をここでいただくということになっております。その裏面は適正配置あてということで、生徒の方が担任の先生にこの封筒に入れて出していただくということでございます。

江戸川小学校には、若干文面が違いますけれども、下から4行目、「今後の流れにつきまして、御意見や要望がございましたら、お送りいただきたいと思います。」ということで、現状をお伝えして、江戸川小の保護者からも意見・要望をいただくということでございます。

以上でございます。

白井委員長 説明が終わりました。

報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

羽原委員 この4年生の学習、生活についてのアンケートの一番最後の学力推進員の先生の授業についての質問、これはいい場合には非常にいい結果に使えと思いますが、下手をするとこの推進員の先生の「ノー」という材料にもなりかねない。趣旨がそういうことではないと思いますので、少し設問の仕方がいかなものか。子どもの反応を見るわけですから、割に情緒的、感情的なところが出てくると、この扱い方によってはいかがであろうかという第一印象です。

教育指導課長 区費講師についてのお尋ねでございます。これにつきましては、何をもって判断をしたらいいかというところは難しいところではございますけれども、51人という多くの数を区として投入し、しかも予算的にも大変大きな規模を使っております。そういった点では何らかの形での成果と課題を明らかにしたいという思いがあったということでございます。

委員御指摘のように、表現とするとこれでどういう受けとめ方をするかという危惧はございますけど、過去の状態を見ますと大変紳士的に、ただし、指導力が前年度より落ちたなどという時にはやはり見事にデータが落ちています。逆に、親身になって教えてくれるといった点では着実に上がっているというところがございました。なお、昨年度のデータを見ますと、実際のところは全体的な数値とすると下がってございましたけれども、その理由とすると、児童・生徒さんの学習の成果というよりは、いわゆる学校における区費講師の活用の仕方が、例えば少人数指導でクラス全体を教えてもらっていたのが、次の年になったら個別の配慮を要する子につけたので、自分にはなかなか教えてもらえなかったというような時に下がっていたというような傾向もございました。そういった点では、今現在見る限りにおいては、児童・生徒さんの的確な反応が出ているということもございまして、なかなかこなれてな

い部分ではございますけれども、もしよろしければ経年比較を見るためには、どうしてもこれは変えたほうがよいというものの以外は極力継続させていただきたいという思いでございます。

松尾委員 ただいまの点についてですが、この小学校4年生のアンケートの原案の冒頭のところに「このアンケートは、みなさんの勉強や生活に対する考えをたずねるものであります。」とありますけども、この問8の確かな学力推進員の先生の授業に対する設問は、これに該当してないように思います。このアンケートの性格というものを最初に子どもたちに提示してやるわけですから、その辺がきちんとするように改善したほうが良いかと思えます。

教育指導課長 確かにそのとおりであります。実際には、ここは学校生活を含めた生活という意味合いでございますけど、これだけ見ますと、生活と言えば日常生活あるいは家庭生活という生活の意味合いが強いと思えます。特に鏡文でございますので、今の委員の御指摘の点を十分踏まえて、もう一度全体を説明できるような言葉に手直しをさせていただきたいと思えます。

羽原委員 少しまた戻りますが、教員の側も評価をすると、「ノー」という先生も出かねないと思えます。たまたま身分的に不安定である推進員ですから、そのところを、採用継続につながるような意味合いがあるとすればさらに慎重にさせていただきたい。つまり、子どもの判断も一端必要であるが、先生同士の中での評価というものがトータルでないと、子どもの評価が、こうストレートに出てくるといかがか。しかも、教室のコントロールの仕方が変わってくる中での評価というものが出てくる。そうすると、いい先生を拾うという趣旨でしょうけども、そのこの使い方を間違えると、この設問自体に少し疑義を持ちます。

教育指導課長 御意見、ありがとうございます。そういった点では、まさにこの設問の意味とすると、今、委員御指摘いただいたような、その人物に対する次年度に向けて採用・不採用も含めたような意図があるかということ、そうではない。逆に言うと、区教委の立場からいたしますと、十分な研修をしているのかといったところが問われてくることだと思えます。

そういった点では、委員の御指摘にお答えするためには、この発問の前に意図を何らかの形で示すなりしておかないと、この人は嫌だから悪くつけようなどということにもなりかねないと思えます。そういった点では、この発問の前に何か説明が加えられるかどうか、工夫させていただきたいと思えます。御指摘の点は、大変的確な御指摘をいただいたと思えます。

松尾委員 改めて考えてみますと、問8の性格がほかの問と余りに違いすぎるものですから、もしできるならば別途のアンケートにしたほうが良いのではないかとと思えますけれども、

いかがでしょうか。

教育指導課長 実はこの項目が、平成18年度からの、一億数千万円という大変大きな予算規模で実施をした、本区における教育委員会の一つの施策でございまして、その評価を何らかの形で見るということで始めたということと、実行計画の中で数値目標の指標として使っているというところはございます。そういった点でいきますと、決して意識調査だけには限りません。そういった点では、今現在、意識調査の全数調査の中でなかなか実施できるものではないという中で、この項目をあえて入れさせていただいているものです。

ただし、確かに見た目の流れの中では特出しているところでございますけれども、これにつきましても、子どもと教員にも同じように尋ねて、教員をどう活用できているかといったところが問われているわけでありまして、いわゆる推進員だけの問題ではありません。まさに校内全体の組織的な問題もあるということで、このような関連付けをしながら、私どもがそれをどう読み取れるかということになってくると思います。

そういった点では、この5月に提供させていただきました概要版の中でも、区費講師の活用についてということで、短絡的に誰々が良い悪いというよりも、そして、単に数値が下がったというよりも、まさに今後に向けてどういうところが必要であるかという点では、学力推進員と教員との連携を強化し、より効果的な活用を進めるとともに、確かな学力推進の一層の指導力の向上を図ることとしております。つまり、私どもが指導・育成をしていくということが必要であるというようなまとめ方をさせていただいたところでございます。

そういった点では、今の御指摘につきまして十分配慮しながら、できましたらば、継続して比較をしていきながら、私どもの施策が的確に進んでいるかどうかという検証に使わせていただけないかと思っているところです。

白井委員長 私から質問しますが、問3という項目は担任の先生についての具体的な質問項目を上げている。それに対応して、確かな学力推進員の先生に関しては問8で意識調査ということで、項目が上げられているという構成になっているということがまずあるように感じますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

教育指導課長 御指摘のどおりでございまして、A3判をご覧くださいますと、子どもたちの全体的な相談相手、人間関係はどうなっているか、そして、今の子どもたちの実態がどういふところにあるか、そして、授業の様子、学習に向かう取組みの様子、そして、家庭の様子、そして、学習と同じような形で、今御指摘いただきましたような授業と比較する形での確かな学力推進員ということで全体的に子どもに問うという構成になっているところでござ

います。

白井委員長　そういう意味では、授業についてということで問3と問8というのは1つの項目に上げて、それ以外のことは身の回りや自分自身のことが1つ、それから、家族など、家庭学習的なもの、それと授業はどうかということで、授業で実際に教わっている先生に対して、わかるかわからないかという意識調査と、確かな学力推進員の方が入っていることについての意識がどのようなものであるか、というようにしていただければ、私としてはあまり抵抗感があるアンケートというようには受け取らないのですけれども、いかがでしょうか。

教育長　今、委員長からの御指摘もあったように、問3では、小学校ですから、学級担任の先生などについての子どもたちの意識を聞いています。問8の場合は、確かな学力推進員で、こちらについては各学校に1名あるいは2名、最高で3名、ということで個人としてかなり識別されてくるというような部分での御指摘もあったのではないかと思います。ただし、この調査は確かな学力を育成していくための施策の有効性を、授業の様子などについては聞いているわけですので、そのような面では、人事評価のためにやる調査ではなくて全体像をとらえて、現在行っている確かな学力推進員の配置がどのように受けとめられているのか、あるいは、教員の授業などもどのように受けとめられているのかという調査であり、そのために活用していきますので、そこは御理解いただきたいと思います。

また、先ほど教育指導課長が申しましたように、確かな学力推進員の授業については新宿区の予算もかけている重要な事業として、一方ではその効果というものも問われているわけです。実行計画に位置づけられておりますし、その中で確かな学力推進員の先生が授業に入ることで勉強がわかりやすくなったと、この部分をとらえて成果指標はつくられているようで、経年変化を把握していくための手段としてこの調査が位置づけられているということがあります。何らかの形で確認していかなければなりませんので、そういう面で継続させていただく必要があるのではないかと考えています。

一方で、これも指導課長から話があったように、数値の動きがあり、毎年上昇していましたが、20年度は確か少し下がりました。何で下がったかと分析しましたら、全体の補助として確かな学力推進員が入っているのではなくて、先ほどのように個別の指導に入っていたために、この調査に回答した多くの生徒にとってはあまりかわりがなかったと、そのような分析結果も出ています。数値の上下については学校での活用のされ方などもきちんと踏まえて、読み込んでいく必要のある調査項目だという認識は事務局も持っておりますので、その辺は慎重に分析する必要がありますが、調査の目的そのものは御理解いただきたいと思って

おります。

羽原委員 目的は基本的にはわかります。ただし、教員と推進員はステータスが違うわけです。教員は出来の悪い教員も、実際にいるはずで、どの社会にもいるように。そういう人たちは継続するとかしないとか、そういう問題ではなく、身分の保証がありますが、推進員はないです。ですから、この評価が変に使われると、人事的な面でウエートを持ち出すという不具合も出てくる。そのことを言っているのも、問3と問8は違うものです、ということ留意して扱っていただきたい。

教育指導課長 本当に貴重な御指摘だと思います。くれぐれもその点だけは私ども事務局といたしましても心しなければいけないと思います。

なお、基本的には毎年度、私どもは各学校の管理職から、推進員の評価につきまして、別途得ているところでございます。これにつきましては、すべて丸めて区全体としての推進員という扱いにさせていただきまして、今御指摘いただきました点については、くれぐれも注意をしてみたいと思います。

松尾委員 御説明は了解いたしました。そのような趣旨をよりきちんとした形で反映するように、場合によっては問の順番を並べ替える、あるいは、問8の質問の文面を少し工夫をしていただくとか、そういった工夫をぜひお願いしたいと思います。

教育指導課長 再度検討させていただきたいと思います。いずれにいたしましても、経年比較をできるだけ使っていきたいと思いますが、特にゴシックの部分等々をもう少し工夫することによって、またニュアンスも変わってくると思いますので、工夫をさせていただきます。

白井委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告3について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

報告3についてはよろしいでしょうか。

では、御質問がなければ、報告4についてです。

副参事（学校適正配置担当） 先ほど重要なことが漏れてしまいましたので補足をさせていただきます。「重要」の資料の（案）でございますが、1枚目の下から9行目にございます「これまで、保護者の皆様の合意を得て統合協議会を設置するとしてまいりましたが、教育委員会といたしましては、以上の理由により、統合協議会を早期に設置し、統合に向けた話し合いを進めたいと考えています。」という部分が入っております。この「以上の理由」ですけれども、先ほども申し上げましたが、江戸川小学校の小規模化が進む恐れがあるというこ

と、津久戸小学校の教育環境、教育活動が今後、12学級に向かうにつれて困難になるということをございました。

ちょうど本日、幼稚園の応募締め切りという日になっておりまして、津久戸幼稚園が津久戸小学校に併設されていますが、先ほどぎりぎりの段階ですが、2時現在で8名ということをございます。そうしますと、幼稚園の学級編成基準の12名に満たないということで、4歳児が休学級になるということをございます。津久戸幼稚園の4歳児が休学級になり、来年仮にまた12名を割るということになりますと、休園になってしまいます。それをこちらとしては避けたいということで、この時期にこのような統合協議会の設置ということを出しまして、最終的に津久戸小学校の保護者に意見を求めるということにしたということが重要なことをございます。

まだ最終的な幼稚園の結果が固まっておられませんけども、ぎりぎりの段階ではまだ12名に満たないということをございますので、その文言はこちらには入っておりませんが、それが今日決定しますと、今後、文教委員会に出す時にはその文言はこちらに入ることになります。

それで、こちらの添付した資料がございますけれども、学校選択結果の両面にありますA地区とB地区の表でございますが、傾向といたしまして、津久戸小学校が現在1年生・2年生が2クラスになっております。3年生から6年生が1クラスずつということになっておりまして、今後の学齢人口を見ますと、2クラス分の児童数が減るということで、出入りを考えても、それから、他校への希望者の割合を考えても、今後2クラスが続くということが言えるということをございます。江戸川小学校につきましては、今後も単学級ということで、10名から15名の人数になるのではないかと想定されます。

逆に、B地区につきましては、富久小学校と天神小学校がございますけども、こちらも横ばい状態というような状況になっております。A地区につきましては、このような形で11月に意見をお伺いして判断するというのは以上の理由でございます。

学校運営課長 ただいま副参事から津久戸幼稚園の編制基準のお話をございました。教育委員会といたしまして、津久戸幼稚園、統合協議会を設置して、存続という形をとっていきたいという考え方でございますが、仮に、今後正式にそういったものを進めるにあたっての手順といたしましては、既に幼稚園における学級編制基準の方針について、教育委員会に付議をいたしまして、御承認いただいているという状況がございます。その変更という手順をとらせていただいた上で、正式に決定するといったものでございまして、今はその考え方とい

うことでの部分ととらえていただければと思っております。

白井委員長 今、補足説明がありました。もう一度、報告4全体について御意見、御質問を伺いたいと思います。

御意見、御質問のある方はどうぞ。

羽原委員 四谷小学校の見学、これは非常に説得力があると思います。ですから、来る来ないは別として、できれば町会長など、なるべく広範に呼びかけて、実際に移った時の苦労、あるいは、1年後の成果として配慮した点など、いろいろ現場の小学校の校長先生のお話や、できれば担任の先生の御苦労などの話をなるべく、これから入ってくる子どもたちの親よりももう少し広げるところに呼びかけて、見学をしてもらおうと良いのではないのでしょうか。

それから、次に道路事情です。通学路の確保の問題は前より一歩前進したこと、教育委員会の外の動きとリンクしたこと、これはいいと思います。

それから、全体に教育委員会がもう少しイニシアチブをとってピッチを上げる、これもいいと思います。

あと、説明の部分を何かもっと工夫はできないものかと思えます。十分工夫されているけれども、さらなる工夫があれば。ふと思ったのは、富久でぜひ卒業させたいと、これは仕方がないことだけれども、例えば卒業証書の脇に「旧富久小学校」、「旧天神小学校」と付記するなど。それで安らぐわけではないけれども、若干記録性はあるわけだから、そのような細やかな部分でフォローできればと思います。そんな工夫をぜひ父兄の側の立場に立って、保護者の立場に立ってぜひもう一度工夫いただければと思います。

副参事（学校適正配置担当） 四谷小学校の見学会につきましては、現在、保護者の方に通知はしておりますけれども、これからまた地域の町会回りがありますので、町会長にも声をかけたいと思います。それから、育成委員会、学校のスクールコーディネーター等にも声をかけたいと思います。

それから、説明のさらなる工夫につきましては、今後また検討してまいります。

熊谷委員 津久戸小学校の「統合協議会設置に対する意見・要望について（お願い）」ですけれども、これは報告事項だから、既にもう保護者に回すことが決まっているわけだと思います。しかし、この資料には「案」がついています。この「案」はどこでとれたのですか。もし「案」がついている案件であれば、協議事項で上げていただいて、そして「案」をとって、それから実際に配布するということとなります。

私は「案」がついているから、意見を申し上げなければいけないとも思うし、報告の案件

だけれども、この教育委員会で「案」をとりたい、つまり、教育委員会がきちんとして「案」をとって、それに基づいて進めるということでしょうか。資料は今日の日付けです。今日の日付けで「案」をとって、それに基づいて「案」がとれ次第、了解を得たということで各保護者に配って、それを速く集計して議会上げるといった手順なのですか。それとも、もうこれは方針として決めたので、ということですか。その辺を説明していかないと、質問もできないと困っています。

副参事（学校適正配置担当） 「案」にしたのは、今、幼稚園の問題をこの中に大きな理由として入れようと考えております。従って、このままの文章ではなくて、この間に幼稚園の今の12名に満たないところを、統合協議会を設置するとともに、設置基準の例外規定で存続、4歳児クラスを設置するという、その部分を書き足すということで現在、「案」になっているということでございます。

次長 たまたま幼稚園の学級編制につきましては、きょうの午後3時が締め切りということで、実際にはこの文書につきましては、報告ということですから、「案」がない形で「保護者の皆様へ」という文書を出したかったのですが、時間の差がございましたものから、ここでは「案」を書かせていただきました。ただし、最終的に明日以降の文書の作成にあたっては、この「案」をとって、副参事が申し上げたように、幼稚園のことも含めて記載したものを報告という形にしたいと、その御了承も得たいということがありまして、「案」をあえて入れさせていただきました。

熊谷委員 了解いたしました。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で、報告5、その他となっておりますが、事務局から報告事項ありますか。

教育政策課長 特にございません。

白井委員長 それでは、報告事項は以上で終了いたします。

閉 会

白井委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 3時50分閉会

